

一般事業主行動計画(女性活躍推進法関係)

公益財団法人兵庫県園芸・公園協会

女性の登用を増やし、女性が活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のとおり行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和6年4月1日～令和11年3月31日までの5年間

2. 内容

目標1：全体に占める女性職員の割合を40%以上とする。

<対策>

- ・ 各所属の業務の実態を正確に把握する。
- ・ 採用選考における性別バイアスの排除に向けた普及啓発を行う。

目標2：男女ともに育児休業取得率を100%以上とする。

<対策>

- ・ 育児休業に関する規程を周知する。
- ・ 育児休業の推進をテーマに、昇任する管理監督職への必須研修とする。
- ・ 管理監督職に対する人事評価において、育児休業の活用等のワークライフバランスへの対応も含める。